

【論 文】

「会計監査人監査」が行われていない 未監査状態の大会社の処遇について

中 井 雄一郎

I：はじめに

本稿は会社法第328条に規定されている会計監査人の設置を怠り、或いは会計監査人監査を受けなかった大会社の取り扱いについて、問題となった事例の紹介、潜在的な未監査会社の推計、その原因を検討し会計監査人制度自体の意義を検討したものである。

既に近年、当該論点については様々な論文が公表されているが、そもそもの会計監査人制度の存在意義に対する言及、その後の制度改革等が積極的に行われていない点を鑑み、本稿では最新のデータ等に基づいて再び当該論点を検討している。

なお、会社法第328条の監査について「会社法監査」と呼ばれる場合もあるが、監査役による監査との明確な峻別を図るべく、敢えて本稿では「会計監査人監査」という表現を統一的に採用している。

記述内の統計データ等は執筆時点において入手可能な最新のデータを採用したものであり、その後のデータの修正・調整については考慮していない。

本稿における記述は、全て筆者の私見であり、所属するあらゆる団体等の見解ではない事を重ねて確認しておく事とする。

II：問題となった事例の紹介

1：近年の破綻事例 2011年 H 社の事例

若干、前の事例となるがバイオ関連では非常に有名であった岡山県の非上場の大会社 H 社が会社更生法の申請をしたのは、2011年 2 月である。当時の報道や裁判記録等から、同社は20年以上に渡り架空売り上げを計上、会社の状況を粉飾により維持していた事が発覚し会社更生法の適用となった事が問題として取り上げられた。

また当該会社に対しては、地元 C 銀行による貸付額が400億円程度あり、その点だけをとってみても負債総額が200億円を超える事から、会社法の大会社¹として、会計監査人監査が必要

¹ 会社法第 2 条 6 項から、大会社は、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が 5 億円以上である又は、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上である会社を指すとされている。従い、単一の銀行からの借入金が 400 億円以上ある期間が複数年継続すれば、当然、会社法上の大会社であったことは明白である。

であった²所、会計監査人の監査はおろか、選任もされていない事が明らかとなった。

更に一部の報道では、400億円の資金貸付を行ったC銀行³の幹部からは、会計監査人監査が必要である事を認識していなかったというコメントがあるなど、事実であれば、日本における会計監査人監査が昭和49年（1974年）の制度発足後、約40年経過した今でも十分に周知徹底されていない事が明らかになった事例と考えられる。

Ⅲ：会計監査人監査が必要でありながら、会計監査人が未登録の会社数に関する推計

1：推計の狙い

上記のⅡで紹介したH社の事例が会計監査人の選任がされず、また監査も実施されていなかった珍しい事例なのか、それとも潜在的に多数の同様の会社が存在するので、会計監査人制度に対する検討方法も異なる事が想定される。よって、本稿では問題の所在を述べる前に、会社法上の大会社で会計監査人監査が必要でありながら未実施の会社（以下、会計監査人監査未実施会社とする）がどの程度、日本に存在しているのかを検討する事としている。

まずは、公表されている統計資料（平成22年度～平成25年度）に基づいて、上記の会計監査人監査未実施会社の数を推計している。

なお、このような推計については、本稿を読まれた方による再現可能性を維持する事が当該推計の妥当性を担保、あるいは問題点の指摘を頂戴する上でも必要である事から、情報源については全て明示している。

2：統計資料分析

公表資料による日本の会社数の分析

（平成22年度：自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

国税庁「標本調査結果」によれば、平成22年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）における法人数は2,580,354社である。この内、資本金⁴が5億円超の会社は8,297社である。

² 会社法第326条第2項によれば、「株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができる。」とされており、従来商法下において議論されていた会計監査人の地位については、会社の機関として明確に位置づけられ、株主代表訴訟の対象ともされている（847条）。このような会計監査人については、同法第328条により、「大会社（公開会社でないもの及び委員会設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない」とされ、同第二項においても、「公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない」ことが定められている。当該規定から、いずれも大会社は会計監査人の設置が法的な義務とされている。

また、同法436条2項により、「会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、計算書類等について監査を受けなければならない。」とされている事から、本件は会社法違反の事例と整理される。

³ 株主名簿の確認が現時点では出来ていないが、C銀行の株式をH社が10%程度保有していたという記事も存在する。

⁴ この資本金については、事業年度末（調査対象期間中に2回以上事業年度末が到来した法人については、最終事業年度末）現在の払込済資本金額（資本積立金額は含まない。）又は出資金をいう。という説明が当該調査には付されており、資本積立金額は含まない以上、登記上の資本金額と同様の概念と考えて、差支えないと考えている。

他方で、日本公認会計士協会情報管理センターの開示情報によれば、平成22年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）に会計監査人監査の適用を受けている会社は5,559社という状況である。この5,559社という数値は、会社法に基づいた会計監査人監査について監査証明を行った後、会社の決算日後4か月以内に遅滞なく「監査実施報告書」を日本公認会計士協会に提出する必要がある⁵事から、実際に監査として実施された数と考えて差支えないものと思える。

この点、会計監査人の登記をして、会計監査人監査を行っているものと評しているものの、公認会計士あるいは監査法人より、当該「監査実施報告書」を日本公認会計士協会に提出していない場合については、上記のカウントに含まれず、当然、日本公認会計士協会の把握数には含まれてない。規則に反している状況を鑑みると「完全に適切な会計監査人監査」と呼ぶには瑕疵があるものとして、本稿では会計監査人監査未実施会社として取り扱う事としている。

なお、同資料によれば、資本金が5億円未満でありながら、会計監査人監査を受けている会社数は1,257社であり、この内、負債総額が200億円を超過する会社は627社含まれている事から、任意の会計監査人を定款に定め設置している会社数（以下、みなし大会社⁶）は565社（=1,257社 - 627社）と考えられる。

この状況を表で整理すると以下の通りである。

（図表1：国税庁標本調査と日本公認会計士協会会社法監査実施数の比較：平成22年度）筆者作成

分類	法人数	資本金 5億円超 の会社数	(問題の所在) 会社法上の 会計監査人監査必要会社数 (会社法上の大会社)	会社法 監査適用会社
情報源	国税庁標本調査		検討課題	日本公認会計士協会 監査実施報告書集計結果
対象時点 又は期間	平成22年度		同左	平成22年04月01日 平成23年03月31日
法人数	2,580,354社	8,297社	<u>?社</u>	5,559社 (内訳)
	資本金 5億円 以上	負債総額 200億円 以上	みなし 大会社	4,302社
				627社
				630社

国税庁の標本調査結果によれば、資本金が5億円超の会社は、少なくとも、会社法上の大会社に該当する為、会計監査人監査が必要と思われる。勿論、該当期に「増資」「負債の増加」

⁵ 法定監査関係書類等提出規則 第3条参照

⁶ みなし大会社は既に、会社法に取り込まれている「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」の第1条の二第3項2号に規定されていたが、現在の会社法には存在しない表現である。本稿では、敢えて、この表現を用いている。

が生じた会社については会計監査人監査の義務はない⁷ (下記のX社、Z社相当)。

(図表2：国税庁標本調査と日本公認会計士協会会社法監査実施数の比較による会計監査人監査必要会社数の推定：平成22年度)

筆者作成

	資本金5億円超の会社数	8,297社
+	資本金5億円の会社数(大会社が資本金5億円以上の為)	W社
-	平成22年度中に増資により、資本金が5億円以上となった会社数	X社
+	資本金5億円未満であるが、負債総額が200億円超の会社数	Y社
-	平成22年度中に負債総額が200億円以上となった会社数	Z社
合計①	理論上の会計監査人を受けなければならない大会社の数	8,297+W-X+Y-Z
-	監査実施済会社数(資本金基準)	4,302社
-	監査実施済会社数(負債総額基準)	627社
合計②	会計監査人監査を受けていない大会社の数 (みなし大会社は当然含まない)	3,368社+W-X+Y-Z

図表2によれば、上記の変数WXYZの結果にもよるが、3千3百社を超える数の会社が会計監査人監査を受けていない可能性がある。

同様に、平成23年度から平成25年度までの分析を行うと以下の通りである。なお、25年については、一部執筆時点では情報が入手できていないものがある。

(図表3：国税庁標本調査と日本公認会計士協会会社法監査実施数の比較による会計監査人監査必要会社数の推定：平成22~25年度)

筆者作成

年度		22年	23年	24年	25年
標本調査より 国税庁資料	総会社数(法人数)	2,580,354社	2,570,490社	2,525,984社	2,585,732社
	資本金5億円超の会社数	8,297社	7,514社	7,141社	6,881社
	資本金5億円の会社数	W	W ⁸	W	W
	増資により、該当期に資本金が5億円以上となった会社数	X	X	X	X
	資本金5億円未満であるが、負債総額が200億円超の会社数	Y	Y	Y	Y
	該当期中に負債総額が200億円以上となった会社数	Z	Z	Z	Z
	合計①	8,297+W-X+Y-Z	7,514+W-X+Y-Z	7,141+W-X+Y-Z	6,881+W-X+Y-Z
公認会計士協会 会社情報 会社法監査済数 (会計監査ジャーナル掲載記事)		5,559社	5,589社	5,501社	5,555社
上記の内訳	資本金基準(大会社)A	4,302社	4,243社	4,116社	現時点未公開
	負債総額基準(大会社)B	627社	671社	693社	現時点未公開
	みなし大会社	630社	675社	692社	現時点未公開
	法定監査必要数 A+B	4,929社	4,914社	4,809社	?
差異	会計監査人監査未監査会社の可能性 がある大会社の数	8,297+W-X+Y-Z -4,929=	7,514+W-X+Y-Z -4,914=	7,141+W-X+Y-Z -4,809社=	?
		3,368+W-X+Y-Z	2,600+W-X+Y-Z	2,332+W-X+Y-Z	

図表3によれば、平成22年度においては、3,368社（+W-X+Y-Z）が会計監査人監査未監査会社の可能性があるが、平成23年度においては2,600社（+W-X+Y-Z）、平成24年度においては2,332社（+W-X+Y-Z）と減少しているものの、依然として合計①の法人数の3割から4割程度の大会社が会計監査人監査を受けていない可能性がある。

当該推計には、一部情報が入手出来ていない部分もある（この点については、V ④情報入手・摘発方法の不備にて後述する）ので、短絡的に上記の結果からの判断は出来ないものの、大きく結果が変わらないという仮定がおけるのであれば、制度的には非常に大きな問題と言え、更に事例で紹介したH社のような事態が生じる可能性もあるのではないかと危惧している。

IV：問題の所在：提起

1：会計監査人監査を受けていない会社の存在について

「II：問題となった事例の紹介」で述べたH社の例は、その規模が大きく、また法律に反する状況の放置が大きく顕在化した例であるが、同社に対して会計監査人、つまり職業的専門家⁹による適切な監査が為されていた場合、会社が破綻する以前に、問題点を発見し対応していた事が期待されるので、ここまでの問題は生じなかった可能性がある⁷と個人的に考えている。

同社と同様に、職業的専門家による監査が必要でありながら放置されている会社が多数存在するとすると、今は顕在化していなくとも第二のH社が発生する危惧がある事から、日本において職業的専門家による監査が必要でありながら放置されている可能性の存在それ自体を本稿の問題点として考えている。

これは、あたかも病気の危険を防止せず、病気の潜伏を放置し、病状の悪化までは発見を試みず、最悪の事態（会社の倒産等）を迎えるのを待っているのと同様であり放置されるべきではない。

2：問題の所在に関する原因予測

上記で示した問題点が生じる原因については、筆者は当該会計監査人制度の制度的な不備と捉え、内部統制の考え方を参考にし、防止的統制の不備不足、発見的統制の不備不足という観点から、以下の5点に原因を絞り、本稿で順次検討している。

⁷ 会社法 第328条より

⁸ W から Z の会社数については、更に統計情報を入手して、正確な数を把握したい。但し、本稿執筆時点では入手し得ていない。

⁹ 会社法第337条によれば、「会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。」とされているため、資格要件を必要としない監査役との対比で、職業的専門家という表現を本稿では、随時採用している。

(図表 4：未監査大会社の発生放置原因の予測)

①	防止的統制の不備不足	会計監査人監査の目的（必要性）に関する言及の不足
②		遵法体制の不備：税理士の試験科目での対応可能性
③		罰則金額の低廉さ
④		資金貸付の際の監査要件の徹底
⑤	発見的統制の不備不足	情報入手・摘発方法の不備

V：原因の分析

①会計監査人監査の目的（必要性）に関する言及の不足

日本に存在する法定監査として金融商品取引法に基づいた公認会計士監査¹⁰については、上場企業が、その上場を維持する為に必要な制度である為、企業側に非常に強い「監査を受けなければならないという危機感」を生じさせ、未監査状態の潜脱防止という効果が存在する。

他方で、会計監査人監査制度も、本稿で紹介したH社の事例と同様、昭和39年頃からの相次ぐ中堅企業の破綻を重く見て「ある程度の規模の会社（大会社）」については、上場・非上場を問わず、破綻した場合の社会的影響度から、既に多数生じているであろう利害関係者を粉飾決算による不測の事態から保護するべく会社法に特別法¹¹を設ける形で導入された¹²法定制度監査である。

この保護対象としての利害関係者については、直接的な取引先・銀行¹³などの直接的な会社債権者、株式保有者、そして間接的には、銀行に資金を供出している預金者をも含む広い意味

¹⁰ 金融商品取引法は、第一章 総則（目的）第一条 この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。と明確な規定が存在する。

この内容の解釈について、現早稲田大学法学部の上村達男教授の言葉を借りれば、「証券取引法（現金融商品取引法：筆者加筆）は、証券市場の機能を確保し、そこでの公正な価格形成の確保を第一の目的とし、そのための前提条件を整え、投資者の、自己責任原則を、貫くための環境（市場条件）を提供することを基本的使命とするもの」とし、証券取引法（現金融商品取引法：筆者加筆）は「市場取引の客体としての株式の特殊性に鑑みて、投資客体としての各株式間の評価可能性を追求する役割を持つものであると考える事ができる。」そして、「市場取引にあっては、取引客体の客観化・均一化・同質化は市場取引の成立条件の一つである」から、各会社の株式価額を比較可能とするための、「会社財産の評価の過程を統一して継続的に適用し、市場機構の公益性に照らし第三者の監査により会計処理の妥当性を検証し、これを定期的に開示する」とう制度構築が必要であり、証券取引法による財務会計＝監査である事を指摘されている。第一法規 商法監査の理論と実務 P66。

¹¹ 「株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律」

¹² 証券取引法監査が株主総会にて承認を得た計算書類、その前提となる会計帳簿に基づいて行われるのに対して、会計監査人監査制度は、「事前監査」であり、会社が計算書類を「実質的に」確定させる前に監査を終了させ、必要な指導助言により、「適法な」計算書類を作成させる機能を持つ制度である。このことは、配当による会社資産の違法な流失からの債権者保護、取締役の不適切な報告による受託責任の解除からの株主の保護を図る上で重要であり、その影響度合いを考慮して定められた規定との考え方も示されている。第一法規 商法監査の理論と実務 P36

¹³ 資本金が5億円以下か、同等程度であっても、戦後の復興に際して証券市場が十分に成熟しておらず銀行による護送船団方式による間接金融体制が長く維持されてきた日本のお家事情から、銀行借入は未だに多額にのぼっており、かかる事情からは、銀行が主たる債権者である場合も非常に多いと考えている。

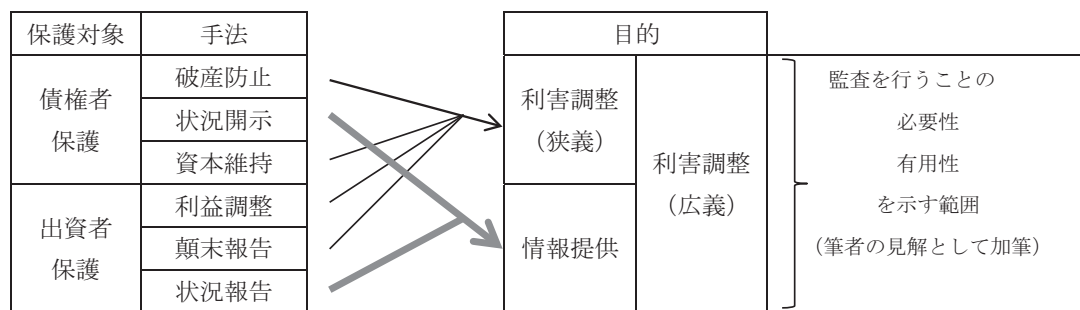
での利害関係者と考えるべきであり、直接・間接に関わらず、これらの利害関係者を保護する意味合いでも有用な規定と考えている。

この点、「ある真面目な企業にしてみれば」、粉飾もせず、資金的な困窮状況に陥っていない場合には、「企業としては」利害関係者を害する恐れも無いと考え、監査報酬の負担（後述）、経理人員の負担を補う程度の積極的な監査欲求は生じない可能性も十分にある。あるいは、粉飾をしている会社については、会計監査人監査をどうにか避けたいという意図をも生じかねない。しかし、このような勝手な判断・行動に許容される余地は少ないと考えている¹⁴。

上記でも触れたとおり、特に規模の大きい会社の一挙一動作は会社債権者（資金貸付をしている銀行・取引先を含む）・出資者（株式保有者）を代表とする多数の会社利害関係者に対して影響を及ぼすのであるから、会社への法的関与状況に応じた優先順位を加味した取扱い、つまり（広義の）利害調整（下記図表5参照）を果たす必要がある。

例えば、安藤英義教授の著書「新版 商法会計制度論」を参考に整理すると会社法会計制度の役割は、以下のように分類され、債権者保護及び出資者保護は以下のように整理されると示されている。

（図表5：会社法会計の目的・保護対象とその手法）



演繹的に見れば、この（広義の）利害調整を果たすには、会社の財政状態及び経営成績が適切に表現されてなくてはならず「会社法会計」に対する「会計監査人監査」が前提となり、狭義の利害調整機能と情報提供機能を十分に果たさなければならない。これらの前提条件の充足が果たされる事ではじめて株式会社が存在し得ると言う事を会社は自覚する必要がある。

そこでは、目先の費用負担の多寡ではなく、企業側はこの前提を維持する事の重要性、それ自体を深く自覚する必要がある。

¹⁴ 仮に、株式保有者と会社に対する資金提供者（貸付人）・その他の債権者が全く同一の一人である会社の資本金が5億円以上、あるいは、負債総額が200億円以上である場合、利害関係者は極めて限定的であるとして、会計監査人監査が不要という見解が存在するとしたら、「大会社の規模による社会的影響」を看過している事から、議論には値しづらいものと考え、本稿では取り扱っていない。

図表5の整理によれば様々な手法があるが、これは全て広義の利害調整につながっていくものと考えられ、多少乱暴ではあるが、このような手法と目的を内包する会社法会計を適切に維持する為には厳密には、自社内部での対応ではなく（自己監査は監査にあらず）、外部の第三者による検証が必要であると考えられる。すなわち、利害調整は何も話し合いのみで行われるのではなく、会社の行為を経済的に示した会計情報に集約され、結果として利害調整が図られる部分が多い所、この会計情報が適切でない場合には、当然利害調整を誤らせしめる結果を生じる事になるからである。

その為、会社の計算書類・関連帳簿等に対する監査は、利害調整を取り決める際の資料の確認であって、株式会社機構の前提に位置するものと考えている。ここに会計監査人監査の必要意義、目的を「利害関係者の利害調整機能の前提条件」として改めて宣言し、法律上、会計監査人監査が必要とされていながら、監査を受けていない場合には「利害調整機能」に非常に大きな欠陥がある事を再確認したい。

更なる問題は、ここでいかに「会計監査人監査の目的（必要性）に関する言及の不足」を主張しても、そもそも当該主張を耳にする機会を設ける事が出来なくては問題を防止する機能は非常に弱いという点である。そこで、当該違法状態の放置を防止する方策として、②遵法体制の不備：税理士の試験科目での対応可能性にて、更なる問題解決を図る方法を検討している。

（今後の制度変更を含む展開についての考察）

なお、今後の日本の制度的な動きを考慮するにあたり、早稲田大学法学部の上村達男教授の提唱される公開会社法を「筆者なりに理解する限り」において、公開会社（株式を資本市場で上場している会社が大部分を占める有価証券報告書作成会社）については公認会計士監査の実施が前提であり不可欠である事は言うまでもないが、会計監査人監査という会社法の枠組みの監査は不要との認識である。

何故なら、会社は公開する事で世の中の全てが利害関係者になる可能性を有する事になり、究極的には適切な情報開示による有価証券の公正な価格の決定という公認会計士監査の存在意義こそが最も重要な概念になるからである。

他方、大会社の内、株式を資本市場に上場・公開していない会社については、会社法の枠組みの下で、上記で示した利害調整を根拠として監査を実施すべきであるが、この担い手として、実質は公認会計士あるいは監査法人がその名称の下で行えば足りると考えている。何故なら、会計監査人¹⁵という資格の名称でもない存在は、企業側等に直感的に理解出来ない可能性もあり、公認会計士あるいは監査法人の名称が社会には十分に浸透している以上、別の団体が監査をしたいと考えるようなあるべきではない議論を挟まないようにする為にも、公認会計士

¹⁵ 会社法第337条によれば、「会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。」とされている。

あるいは監査法人が監査するとすれば事足りるからである。それが公認会計士法でうたう監査が公認会計士あるいは監査法人の独占業務である点からも、合致するものと考えている。

（図表6：現行の法定監査と公開会社法（案）での法定監査） 筆者作成

現行					公開会社法（案）		
	上場会社		上場会社以外		上場会社 (≒公開会社)	上場会社以外 (≒非公開会社)	
	大会社	大会社 でない	大会社	大会社 でない		大会社	大会社 でない
金融商品取引法 公認会計士監査	必要		不要		必要	不要	
会社法 会計監査人監査	必要	不要	必要	不要	不要	会計監査人という名称を廃止し、 公認会計士監査という 名称とした上で、必要	

② 遵法体制の不備：税理士の試験科目での対応可能性

平成26年（2014年）の会社法の改正案においては、会計監査人の選任案を株主総会に提出する会計監査人の選解任等に関する議案の内容は、監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）が決定することとなる（344条）。これに対して、改正前の会計監査人の選任に関する議案の株主総会への提出は監査役の同意をもって、取締役がする事とされていた点と比較すると、大幅な改正であると考えられる。

本稿で紹介した事例は2011年に問題が発覚したものであるから、少なくとも法改正以前であり、取締役が会計監査人の選任議案を提出する事が法律の要請であったところ、取締役は大会社であるにも関わらず選任議案を提出していない。また90歳を超える取締役の母親が務めていた監査役においても同意をするための選任議案を取締役が提出してこない事に対して、どのようにして当該違法状態に気づくべきであったかが問題となる。

単純に違法状態を排除するならば、国側が全ての会社を調査し、違法状態の有無を確認する事が考えられる。実務上困難であるとするならば、法律の専門家である弁護士が法律顧問として関与する事も考えられる。これはいわゆる上場会社を対象とした社外取締役の導入に一部通じる考え方なのかもしれない。しかし、大会社は必ずしも上場会社のみではなく、また上場会社は監査を適切に受けているものと推定されるとすると、上場会社以外の大会社に対して、このような要求をする場合一定の費用の発生が見込まれるから、会社によっては弁護士を顧問あるいは社外取締役としない場合も容易に想定される。

そこで、取締役・監査役について専門的な資格要件が定められていない状況を鑑みると、ほぼほぼ問題となる大会社レベルでは会社に関与してであろう職業的専門家として、特に法律家であると表現される事が多い「税理士」を上手く活用出来ないかと個人的には考えている。つまり、「税理士」が会社法その他の法規を満足に習熟し、会社に対して少なくとも会社法違

反の状況を生じさせないようにすることを検討できないかというのが筆者の一つの見解である。現行の税理士試験科目にあつては、簿記・財務諸表論・税法3科目により、税理士資格を取得できるわけであるが、会社に深く関与する税理士に対し、会社法を追加的試験科目とする事で、自分の関与先を少なくとも会社法の違法状態にさらさないというセーフガード機能を設ける事は、その税理士の高い素養を考慮して、なんら加重ではなく想定しうる対応と思われる。これは昭和30年代に5年間の時限立法の予定であつた特別試験を未だに継続し、税務署職員から税理士になる者についても最新の会社法の試験通過を課すことを否定するものではなく、むしろ「会計参与」「社外取締役」「監査役」等の機関として会社に関与するなどの可能性が大幅に広がる以上、前提条件としても差支えないと考えている。

このことは、会社の数字を扱い、特に大会社について言えば法律上、その基準が明らかである以上、会社法の法規に明るい税理士が会社を会社法に基づいた違法状態に晒さないように防止する機能を果たし、仮にそれを見落とす場合には職業的専門家としての問題として重い処罰の対象とする事は何ら問題ないものと考えられる。

③罰則金額の低廉さについて

会社法第911条第3項第19号若しくは、915条により、会計監査人設置会社は登記事項とされており、登記を怠った場合には、同法976条第1項により100万円以下の過料に処するとされている他、その行為について刑を科すべきときは、この限りでないとしている。

また、会計監査人に選任された公認会計士或いは、監査法人と会社の関係は、第330条により委任の関係にあり、また、第396条によれば、会計監査人は株式会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査することとされ、この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない事が規定されているところ、これを怠った場合には第911条7項に違反する事になり、やはり100万円以下の過料に処するとされている他、その行為について刑を科すべきときは、この限りでないとしている。

通常、会計監査人の職業的専門家としての職務を考慮すると監査を実施しないでの放置は、自らの資格の維持など諸般の事情を考慮しても考えにくい状況と言える。とすると、会計監査人監査未実施会社は、会計監査人の設置そのものをしていない場合が大多数と想定している。

この点、科料の金額が著しく高額であつた場合、それが世の中に明るみになれば企業側のリスクは非常に高いものとなる。しかし、科料100万円という状況では特に、企業側に監査をしなければならぬという程の抑止力にはならないのではないのか。

勿論、金額の多寡は会社の状況、経営者の感覚、経験で異なるものである為、何かと比較する必要があろう。この時、比較されるべきは、一つに会計監査人に支払う監査報酬と考えられる。

現在は削除されているが、かつては「税理士報酬規程」と同様に、「公認会計士の報酬基準額」というものが公表されていた。

図表 7: 「公認会計士報酬規程」 日本公認会計士協会 平成 10 年 7 月 6 日改訂版 より作成

種別	単位	額	備考
基本報酬	1 財務書類の監査証明 1 事業年度（1 カ年）につき		別に、 執務報酬を 受ける。
	総資産額	報酬額	
	1 億円未満	320 万円以上	
	1 億円以上	440 万円以上	
	3 億円以上	505 万円以上	
	5 億円以上	630 万円以上	
	20 億円以上	760 万円以上	
	50 億円以上	920 万円以上	
	100 億円以上	1,180 万円以上	
	300 億円以上	1,490 万円以上	
	500 億円以上	2,000 万円以上	

執務報酬		
責任者	執務 1 日につき	10 万 9500 円以上
補助者たる公認会計士		9 万 1500 円以上
会計士補		6 万 500 円以上
<ul style="list-style-type: none"> ・執務日数には、会計事務所における当該事務処理日数を含むものとする。 ・基本報酬を受けない時は、5 割から 10 割までの範囲で増額する事が出来る。 		

ここでは総資産額による基本報酬額が定められており、資本金が5億円（即ち、他に負債が無いとして総資産は5億円となる）であるならば、基本報酬額は630万円以上とされ、ここに執務報酬（作業時間に応じた費用に実費を加味したもの）が加算される。

他方で、負債総額が200億円以上（即ち、資本金がゼロに近いとして総資産は200億円となる）であるならば、基本報酬額は1,180万円から1,490万円の間とされ、ここに執務報酬（作業時間に応じた費用に実費を加味したもの）が加算される。

いずれにしても、料料100万円と比較すると、表面上、著しい金銭的な負担を会社は負う事になる。勿論、報酬以外にも、対応する為の社内コストや経理の充実等も考慮しなければならない。

現在、上記の公認会計士報酬規程は廃止されており、著しく低廉な価格での監査が罷り通っている事を耳にする機会も少なくないのは酷く滑稽ではあるが、少なくとも当該規定が有効であった時代からの名残も含め、会社は料料を数年分支払えば足りるという算段で、比較的多額の監査報酬の支払いを生じる会計監査人監査を避けて来たのが現実なのではないであろうか。

そこで、会計監査人監査未実施会社の発生を防止する方策として、会社法の罰則規定の改訂を行い、料料の金額を懲罰的な意味を込めて、2000万円以上に設定してはどうかと個人的に考えている。

但し、会社の帳簿状況如何によっては、監査人側より監査受託を拒否されるいわゆる「監査難民¹⁶」を生じさせるのではないかと言う危惧もある為、移行措置を設ける必要はあると思わ

¹⁶ 「監査難民」と言う言葉は共同通信社の種村大基氏によるものであり、本稿の執筆にあたり引用を快諾頂いている。定義は、「監査を引き受けてくれる監査法人や会計士が見つからず、漂流している企業や団体のこと」となる。

れる。

また、経常的な赤字会社が更に、監査により赤字を積み増すのではないかとの声もあろうが、赤字会社が破綻する事による影響を減じる事を目的としている以上、この批判は当たらず、むしろ必要性に迫られている会社と考えている。

④資金貸付の際の監査要件の徹底（会社債権者側からの対応方法）

筆者の日本での監査実務経験では、海外の企業等が日本の子会社・支店等に資金を貸し付けの際の財務制限条項¹⁷におおよそ全て日本の子会社・支店の費用負担の下で任意監査をする事が定められていた。

英国での監査実務経験に照らしても、銀行からの借入等については必ず監査が必要であるという財務制限条項が定められており、貸出利率についても監査の有無・監査担当（会計事務所・監査法人）の規模・レベルに応じて異なる事が一般的であった。

また最近の監査実務経験でも日系のメガバンクが貸付融資を行う際に監査条項を盛り込んでいる事から、銀行側も資金貸付の増加という営業にばかり邁進せず、貸付時の銀行内の適切な審査と合わせて、その後の経過報告の意味で監査制度を十分に活用するべきと考えている。

御存知の通り平成26年の監査基準の改訂により、一般目的の監査と対応する概念として「特別目的の監査」を行う事が公認会計士に可能となったので、会社法の適用のみでキャッシュフロー計算書の作成義務が無い会社についても、キャッシュフロー計算書を計算書類等に追加した特別目的の監査を積極的に活用する事などが大会社のみならず、会社の状況の改善・防止に有用ではないかとも考えている。

例えば、本稿で紹介した大会社の破綻により銀行の経営に深刻な経済的問題が生じた場合、その預金者を含む大多数の利害関係者の生活を脅かし、地域社会に悪影響を及ぼす恐れがある事を日本の企業の主たる債権者である銀行はもう少し深く認識する必要がある。

そして、当該破綻企業の取引先として継続的な取引を通じて経営をしていた中小下請け企業などの連鎖的破綻も発生しうる点など、規模が大きくなった会社の活動は、その波紋の大きさにも意識を配る必要がある事を再度、銀行をはじめとする会社債権者に成り得る存在に確認したい。会社危機時、あるいは破綻後に、銀行職員を会社の役員として送り込む処置は、過去の経験上、既に時代錯誤である。

⑤情報入手・摘発方法の不備

本稿の「Ⅲ：会計監査人監査が必要でありながら、会計監査人が未登録の会社数に関する推計」において、会計監査人監査未実施会社の数を容易に入手可能な資料でのみ推計してみたが、

¹⁷ 財務制限条項は、コベナンツ（Covenants）とも呼ばれる。社債や金銭消費貸借契約等の資金調達の際に、資金供給側の不利益が起きた場合に契約解除や条件の変更ができるように契約条項中に盛り込まれる、制限条項あるいは誓約条項であり、（任意）監査も含まれる概念である。

筆者の準備、知識不足から、いくつかのデータが入手出来ていない。勿論、一般人では入手しえないデータ、資料がある事は至極当然ではあるが、会社法を担当する法務省、あるいは会計監査人監査の状況を把握すべき日本公認会計士協会は、「会計監査人監査未実施会社」の実態を把握し、科料に処した上で、会計監査人監査を受ける事を「公（おおよけ）の力」を持って押し進めているのであろうか。この点、過年度からの推計を見る限り、平成22年から順次通減しているようにも見える為、一定の作業をしている可能性も否定できない。

他方で、約40年にのぼる当該制度の歴史を経ても、なお存在すると思われる潜脱行為（つまり、大会社でありながら、会計監査人監査を受けていない事）を発見する方法の確立がなされていないのではないかとこの危惧を覚える。

本稿の問題意識は、単純に言えば法律違反の放置であって、制度的な問題である以上、国、又は国に準ずる団体が、お互いの垣根を越えて情報を共有し、法律違反状態の厳格な取り締まりをする事が必要ではないかと考えている。

その為に、一つの方法として、日本のおおよそ全ての会社の税務申告データを保有する国税庁とその関連管轄団体より母集団としての大会社データをデータとして入手し、法務省下の登記事項の調査による会計監査人を登記しているかどうかの調査、そこで登記していない会社についての実態調査などが出来ないであろうか。科料とは言え、税収が不足していることによる増税を余儀なくされている現状において、少なくとも一定の税収確保にはつながる以上は国税庁の協力による会計監査人監査未実施会社の存在を社会的にも糾弾するべきである。

蛇足であるが、例えば、導入が間近なマイナンバー制の積極的な活用により、このような問題を解消できる可能性にも期待したい。

VI：終わりに

本稿で取り上げた問題意識は、筆者個人より独創的に発したのものではなく、筆者が公認会計士受験をした平成13年（2001年）当時より、まことしやかに囁かれていた内容である。現在、大学の講義内において説明をするにあたり、文献を探した所、当該問題については触れているものの、その実態や改善方法についてまで言及している書籍を努力不足からか探索出来なかった事から、自ら調査をした事が発端である。

単純に言えば、法律で定められ、罰則があるにも関わらず、その法律に違反した行為が放置され、処罰されていないという点に対する不信感がその根底にある。

十分でない情報に基づいた潜在的な「会計監査人監査未実施会社」の数は、当初の想定数を大きく凌駕しており、十分な対応が必要であると認識を高めつつ、その対応についても検討した。

本稿では、以下の対応策を検討してみたが、未だ十分ではない。

(図表8：まとめ) 筆者作成

No.	分類	問題点	対応方法	対応先 (圧力を 掛ける対象)	対応の 実現 可能性
①	防止的統制 の不備不足	会計監査人監査の目的 (必要性)に関する言 及の不足	会社法会計と会計監査人監査は、利害調整 機能の前提に位置し、会社の存在自体を支 えている重要な概念であることを周知徹底 させる。	制度教育 法曹教育の拡充 ②の税理士による 試験合格の強制	困難 ではあるが可能
②		遵法体制の不備： 税理士の試験科目での 対応可能性	税理士業務の前提として会社法の習熟と試 験の合格を課す	税理士関連団体	低い 可能性あり
③		罰則金額の低廉さ	罰則金額の著しい増額	法令の改正	法律改正 のみであり 比較的容易
④		資金貸付の際の監査要 件の徹底	資金貸付を行う者が他からの資金提供を財 源としている場合、その資金提供者に対す る義務として、資金貸付時の慎重な審査と、 経過確認目的の監査を必要とする。	銀行等	銀行側の 対応いかんであ るから容易
⑤	発見的統制 の不備不足	情報入手・摘発方法の 不備	国税庁データの利用等により、大会社なが ら未監査の会社を特定し、過年度の料金の 請求と会計監査人設置の促進	国税庁を含む国側 公認会計士協会 等	データは あるので 比較的容易

本件のような問題意識は、何か問題が起きなければ大丈夫ではないかという議論ではなく、そもそも問題を起ささないようにし、問題が仮に起きたとしても、その影響をいかに少なくするように出来るのかという点にある。これは、このような法律が設定された趣旨に基づいた問題意識でもある。

企業の経営者には、自分の会社の規模から、何か問題があれば社会的に非常に影響が大きい事を再度自覚して、適切な対応を自ら取って頂けるように、願う次第である。

なお、本件について、御話を伺わせて頂いた諸先生方には非常に深い感謝をしている事を改めて、申し上げたい。